

## 令和3年度 成年後見制度利用促進に関する検討会 議事録

### 〔会議概要〕

日時	令和4年2月10日（木） 午後3時30分から午後4時30分まで
場所	佐倉市役所 社会福祉センター 3階 中会議室
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 委員・オブザーバー・事務局紹介</li> <li>3. 会長・職務代理者選出</li> <li>4. 会議の公開、会議録の作成方法の確認</li> <li>5. 議事 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」に係る現況と取組について（報告）</li> <li>(2) 「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」の進捗評価及び今後に向けて（意見交換）</li> <li>(3) その他</li> </ol> </li> <li>6. 閉会</li> </ol>
出席委員 （委員6名 ・オブザー バー2名）	<p>委員：佐久間貴幸（弁護士） 菊池薫子（司法書士） 高美修次（社会福祉士） 板垣聡大（行政書士） 深沢孝志（佐倉市社会福祉協議会） 高橋早矢香（地域包括支援センター）</p> <p>オブザーバー：本多悟史（千葉家庭裁判所） 根本由美子（千葉家庭裁判所佐倉支部）</p> <p>※委員欠席者：須藤哲（相談支援事業所）、藤野達也（学識経験者）</p>
事務局	<p>福祉部：部長・丸島正彦</p> <p>高齢者福祉課：包括支援班長・秋葉直子、包括支援班・小野木克利 地域支援班・田中魁人</p> <p>障害福祉課：地域生活支援班長・杉本康治、地域生活支援班・土屋大輔</p> <p>佐倉市社会福祉協議会：権利擁護グループリーダー・寺田清美、 権利擁護班長（成年後見支援センター）岡本祥子</p> <p>※事務局欠席者：高齢者福祉課長・田中綾子、障害福祉課長・山本淳子</p>
その他	○一般傍聴者：0名

〔会議概要〕

発言者	内容
<p>○事務局 (高齢者福祉課 秋葉)</p>	<p><u>1. 開会</u>            &lt;福祉部長（丸島）あいさつ要旨&gt;            佐倉市では、平成30年度より本検討会を立ち上げ、令和2年3月に佐倉市成年後見制度利用促進基本計画を策定した。本計画は、令和2年度から4カ年を計画期間とし、令和2年4月から、佐倉市成年後見支援センターを中核機関と位置付け、成年後見制度の利用促進に向けた取り組みを進めている。本市の計画は、「権利擁護支援が必要な方を発見し、必要な支援が提供できる体制を構築していく」ことを基本方針としている。この実現に向けて、本検討会では、皆様から、制度に関する現状なども伺いしながら、本市の事業内容や方向性について、忌憚ないご意見をいただきたい。</p> <p><u>2. 委員・オブザーバー・事務局紹介</u></p> <p><u>3. 会長・職務代理者選出</u>            委員の互選により、会長には「佐久間」委員が会長に選出された。また、会長の指名により、職務代理者は「菊池」委員に決定した。</p> <p>&lt;会長あいさつ要旨&gt;            佐倉市では、令和2年3月に策定された「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、事業を実施している。本会議は、佐倉市における成年後見制度の利用促進についての現状や課題の把握、計画の進捗状況の確認や評価を行うことが役割である。意思決定機関ではないが、市が成年後見制度の利用促進に関する施策を進めるにあたり、各委員の立場で忌憚の無いご意見等を積極的にご提案いただき、事務局では、市の施策や事業の実施にあたって、役立てていただきたい。</p> <p><u>4. 会議の公開、会議録の作成方法の確認</u>            検討会の会議については全部公開とし、会議録の作成方法については、委員氏名を記載せず、要約した意見のみ掲載することとした。</p> <p><u>5. 議事</u>            (1)「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」に係る現況と取組について（報告）</p> <p>(資料3・4・5、「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき説明)</p>

	<p>(2)「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」の進捗評価及び今後に向けて</p>
<p>●会長</p>	<p>「基本目標1 成年後見制度の周知及び啓発の強化」について、質問や意見などお願いしたい。</p>
<p>●C委員</p>	<p>市民意識調査の結果では、制度への認知度が上がっている。年齢のクロス集計結果を見ると、70歳以上の方は自身の問題として認知度が高く、40歳代の方は家族など身近な方に成年後見制度が必要な場合もあり、喫緊の問題として勉強されている結果と推測する。</p>
<p>●会長</p>	<p>75歳以上の方は、自分自身の問題として、40歳代の方は、親の問題として関心があり、認知度につながっているのかもしれない。50歳代～60歳代は、自分自身の問題とするには早いであろう。</p> <p>(その他意見なし)</p>
<p>●会長</p>	<p>「基本目標2 相談機能及び成年後見人等支援の強化」について、質問や意見などお願いしたい。</p> <p>欠席委員からのコメントがあればご紹介いただきたい。</p>
<p>○事務局 (障害福祉課 土屋)</p>	<p>(G委員からのコメントを紹介)</p> <p>G委員においては、制度の周知理解の必要性と、市民が制度を有効活用できるよう機関連携の必要性を感じるとのことである。障害者施設利用者の高齢化、知的障害児(者)の潜在化、精神疾患を伴う二次障害の引き起こし等、社会的背景からの懸念についてもあげていただいている。制度の利用が必要な方は、自ら活用しようとする判断することは難しいため、日頃「関わる方」が制度を紹介し、必要な連携をとっていくことが重要であるとのご意見である。</p>
<p>●B委員</p>	<p>中核機関設置後に新たに開始した事業、従来からの継続事業についても、出来る限り進められていると評価する。</p> <p>「基本目標1」に関連することであるが、先日、ヤングケアラーについての特集が放送されていた。中高生が親などの介護でほとんど学校にいけない、学校に行っても授業に集中できない等の問題があり、教員も把握しきれないという。高齢者の介護を担うのはその子の世代だけではなく、若い世代にも影響はあり、大変な思いをしている方もいる。周知対象について、学校教育等にも取り入れたり、若い世代に対しても、制度や相談窓口を周知し、相談したり協力依頼ができるような活動も必要ではないか。</p>

●会長	<p>支援を必要とする方へ、本当に必要な支援が届いているのだろうか。支援を必要としている方は、自分自身に支援が必要であることを理解できていないことがある。G委員の意見のとおり、実際に「関わる方」への周知が必要である。制度は絶対に使わなければならないものではないが、「関わる方」から制度利用について提案できることが大切である。</p> <p>(その他意見なし)</p>
●会長	<p>「基本目標3 後見人等の養成」について、質問や意見などお願いしたい。</p>
●C委員	<p>資料において、令和4年度後半に、市民後見人養成講座の実施が検討されている。後見人等を担う立場においては、厳しい状況になっているのは事実である。担い手不足に対応するためにも、養成講座は是非実施していただきたい。実際に養成講座を受講しても、後見人を受任できる方は少ないと思われるが、僅かであっても、そのような方を発見していくには、投資が必要である。</p>
●会長	<p>佐倉市では、過去に市民後見人養成講座を実施しているが、それ以降に実施していなかった理由はあるのか。</p>
○事務局 (高齢者福祉課 秋葉)	<p>毎年の開催を予定した形での実施ではなかった。</p>
●E委員	<p>市民後見人講座開催にあたっては、修了者が、どのように学んだことを活用していくかについて、一緒に検討されるべきと考える。しかし、過去に実施した講座は、初めての試みで、想定や計画は十分になく、まずは講座を実施することを優先し行われたものと思う。</p> <p>従前の講座で修了者を誕生させた後は、社会福祉協議会の法人後見支援員として活動いただき、経験を積んでいただくこととなった。また、その後、修了者を中心にNPO法人が誕生し、法人後見を担う一員として携わるという新たな形もできた。そういった出口のあり方(修了者の活用の形)の様子や進展をみながら、講座を実施していくことが望ましいと思う。</p>
●会長	<p>県内において、佐倉市の市民後見人養成講座への取組は早かった。前回の開催は、まずは実施に向けることが優先されたと思われるが、他の利用促進事業の取組も含めて、NPO法人の誕生などの新たな活用の形が生まれており、再度、講座を実施するにはいい時期ではないだろうか。</p>

●C委員	是非実施していただきたいと思う。ただし、修了者全員が市民後見人を担えるわけではない。僅かでも、担っていただける方を誕生させる方向で進めてほしい。
●会長	市民後見人養成講座修了者の活躍の場が増えたのは大きな進歩である。しかし、法人後見受諾団体は市内で2法人のみである。今後は、更に受諾可能な法人の設立や立ち上げの支援等について、市の施策として検討いただきたい。
●会長	個人で後見人を受諾できる方は少ない。法人で受諾する形を進めていくということは有効な方法である。
●F委員	<p>(その他意見なし)</p> <p>各目標について意見をいただいてきたが、総合的な意見や感想はあるか。</p> <p>地域包括支援センターへの相談で、最近多いと感じられることに、「8050問題」がある。精神疾患等を抱える子を支えてきた親自身に介護が必要になり関わるケースが多い。最近では、「9060」傾向も見られている。こういったケースは、親の介護の問題と同時に、子への支援の他、生活維持や金銭の問題など、同時に多くの問題が発生している。必要な支援機関が関わっていることで早期発見や対応が可能となるが、問題が起こってから初めてつながるケースは、支援介入がうまく進まない場合もある。その他に、金融機関からの相談も増えている。高齢者が窓口で、認知症等の疑いがある、やりとりが十分にできない、説明に納得されないという内容である。コロナ禍にて金融機関の職員も客との接触時間を減らしていることから、対応が十分にできないようである。金融機関への周知や制度理解も必要だと感じる。</p>
●D委員	制度利用については、自分自身に必要性がないと動かない。必要としている方は自ら勉強している印象を受ける。制度への認知が低い世代は、自分自身には未だ関係ない制度と認識している方が多いと思う。
●会長	<p>受任調整会議は、開催回数や取扱い件数が増えてきた。受任調整会議の場において、申立前に解決しておくべき課題が見つかり、必要な支援が遅れてしまう。事前に、ケースに対しどのような支援が必要か検討できると、効果的に制度利用につながっていく。今後は、課題が曖昧な状態なケースを取り上げてスクリーニングから行き、課題を整理してから、受任調整に向ける形で進められると良いと思う。</p> <p>また、周知啓発については、引き続き取り組み、アプローチの仕方も工</p>

	<p>夫してみると良い。</p>
<p>●C委員</p>	<p>成年後見制度利用支援事業について、県内において佐倉市は比較的整備されていると思う。ただ、後見人等受任者には、報酬助成の上限額が明確に決められていることは厳しい。国では報酬算定の基準の見直しを行う等の話もあるが、なかなか進んでいない。どんなに厳しい仕事をして、月額18,000円（施設・病院）、月額28,000円（在宅）しか受けることができないため、新たに受任するには抵抗がある。今後の受け手を見つけるためにも、報酬助成額の上限額の撤廃にむけての動きに期待したい。</p>
<p>●会長</p>	<p>成年後見制度利用促進事業は、後見人等の受け手がいないと進まない。お金の話も大事であり、支援いただけるよう自治体でも頑張っていたきたいところである。家庭裁判所でも経済的にゆとりのない方の後見人等の選定には苦勞されていると思う。 支援チームの編成など、受け手が受任しやすい支援を整えることも大切である。</p>
<p>■E委員</p>	<p>佐倉市では、中核機関の運営は佐倉市社会福祉協議会が受託している。他市と比較しても実施は進んでおり、頑張っていると思う。ただし、現状は、市とともに常にアクセル全開の状態にあり、これ以上新たに取り組むことには限界がある。厚生労働省から、次期計画の概要が提示されているが、その体制を執れるように国で支援体制を整えてほしいと感じる。市民意識調査において、成年後見支援センターの認知度は1割強であるが、一般相談や専門相談利用者は非常に多く、現状でも対応に手一杯である。今後、認知度が上昇したら、現体制で対応していくことができるか不安である。G委員の意見のとおり、関係機関の連携が必要。国が求める体制づくりを市町村に投げるのではなく、国でまず形作ってほしいと思う。市町村から国へ、また、各士業団体からも意見をあげていていただきたい。 成年後見制度利用促進事業は、福祉と司法との連携が求められているが、司法において、どのような動きをされているのか、知りたいところである。</p>
<p>■オブザーバー</p>	<p>厚生労働省から提示された次期計画の概要について、司法との連携の強化は示されている。家庭裁判所としても、地域連携ネットワークの強化や中核機関の設置にむけて、どのような支援や後押しできるか、日々検討しながら進めているところである。しかし、中核機関の設置は市町村の役割であり、家庭裁判所はオブザーバーとしてそのサポートをする立場である。設置や運営のあり方としてどのようなものがあるか、今後検</p>

	<p>討していかなければならないと思う。市町村からは、聞いてみたいことや要望などあれば教えていただきたいと思う。</p>
<p>●オブザーバー</p>	<p>後見人等受任候補者がいない場合、各士業団体に推薦依頼をさせていただいているが、市民後見人養成講座を進めていただくことは受け手を広げるためにも良い方向であると思う。</p> <p>(その他意見なし)</p>
<p>●会長</p>	<p>本検討会の意見としてまとめたい。</p> <p>佐倉市成年後見制度利用促進基本計画について、方向性や進捗は順調と評価する。また、その他要望として更に進めてほしい点も挙げられたが、人員や予算の範囲内において、検討いただきたいと思う。また、家庭裁判所からは、積極的に連携いただけるとのことであったため、地域、福祉関係機関、司法機関も含めた連携を今後も進めてもらいたい。</p> <p>このことを、本検討会の意見としてまとめてよろしいか。</p>
<p>●全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
	<p>(3) その他</p>
<p>●会長</p>	<p>事務局から連絡事項はあるか。</p>
<p>○事務局 (高齢者福祉課 秋葉)</p>	<p>次年度の検討会は、開催回数は1回を予定しており、同時期の開催の見込みである。また改めてご連絡する。</p>
<p>●会長</p>	<p>本日の議事はすべて終了したので、令和3年度 成年後見制度利用促進に関する検討会を終了する。</p> <p>(閉会)</p>